

# Hiroshima NOW

9

2024

やさしい日本語 No. 29

水道料金や 下水道使用料の お金が 安くなる制度 (減免制度) が あります

ひろしま市民と市政 8月1日号 (P5)

## だれが 申しこむことができますか？

- ① 生活保護を もらっている世帯
- ② 中国残留邦人などで 「支援給付」(お金) を もらっている人が いる世帯
- ③ つぎの どれかにあたる 障がいのある人が いる世帯
  - 「身体障害者手帳 (1・2・3級)」、「療育手帳 (A、A、B)」、「精神障害者保健福祉手帳 (1・2級)」のどれかを 持っている人
  - 「特別児童扶養手当」、「障害基礎年金」、「障害年金 (1・2級)」のどれかを もらっている人
- ④ 介護保険で「要介護 (4または5)」の 認定を 受けている 65歳より 年れいが上の人がいる世帯
- ⑤ ひとりで 子どもを 育てている世帯

※世帯とは 同じ家で 一緒に 生活をしている人の グループのこと

※③と④は 障がいのある人や 介護がひつような人が 病院に 入院していたり、施設に 入っていたりするときは この申しこみをする ことはできません。

※③④⑤は 収入などが 決められた金額より 多い人は 申しこむことができません。

## どのくらい 安くなりますか？

1か月につき 10㎡まで ※くわしい 金額については 水道局に 聞いてください。



## どうやって 申しこみますか？

水道局業務管理課、水道局の営業所、区役所の厚生部で 申しこみをしてください。水道料金や下水道使用料の お金が 安くなる 制度を あなたが 申しこむことができることが わかるものが ひつようです。くわしいことは 水道局の ホームページを 見てください。または 下のところへ 電話してください。

水道局のホームページ：<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/> (日本語)

問い合わせ：水道局業務管理課 Tel. 082-511-6911

